
第6章 緑地の保全及び緑化の目標

6-1 計画フレームの設定

緑の基本計画策定の前提条件となる人口の見通し、市街地の規模等は、幸田町都市計画マスタープランを基本に以下のように設定します。

■人口の見通し（都市計画区域）

年次	H20年 (2008年)	H32年 (2020年)	H42年 (2030年)
人口(人)	37,269	42,100	46,400

資料：平成20年人口は住民基本台帳及び外国人登録人口（10月1日現在）、将来人口は幸田町都市計画マスタープラン

■市街地の人口及び規模

年次	H20年	H32年	H42年
市街化区域の人口(人)	21,749	27,020	31,320
市街化区域の規模(ha)	585	652	723

資料：H20年の市街化区域内人口は愛知県統計資料、将来人口は幸田町都市計画マスタープラン

6-2 計画目標水準の設定

1. 緑地の確保目標水準

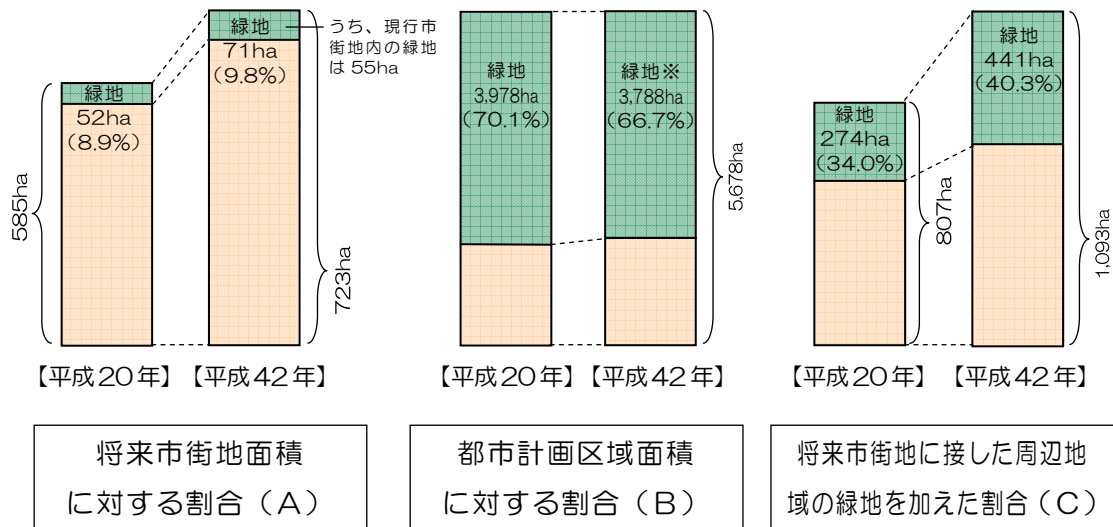
緑の基本計画における緑地の確保目標水準は、将来市街地に接した周辺地域（将来市街地から歩行圏の250mの区域）の緑地で市街化区域内の緑地と同等の効用を有するものを含めて将来市街地面積の30%以上とされています。

本町においては将来市街地内の緑地の確保目標水準が約10%となりますが、将来市街地に接した周辺地域の緑地を加えた割合で約40%を確保します。

■ 目標年次における緑地確保目標量

区 分		区域面積①	緑地面積※②	割合(②/①)
将来市街地面積に対する割合(A)	現況(H20)	585ha	52ha	8.9%
	計画(H42)	723ha	71ha	9.8%
都市計画区域面積に対する割合(B)	現況(H20)	5,678ha	3,978ha	70.1%
	計画(H42)		3,788ha	66.7%
将来市街地に接した周辺地域の緑地を加えた割合(C)	現況(H20)	585ha +222ha =807ha	52ha +222ha =274ha	34.0%
	計画(H42)	723ha +370ha =1,093ha	71ha +370ha =441ha	40.3%

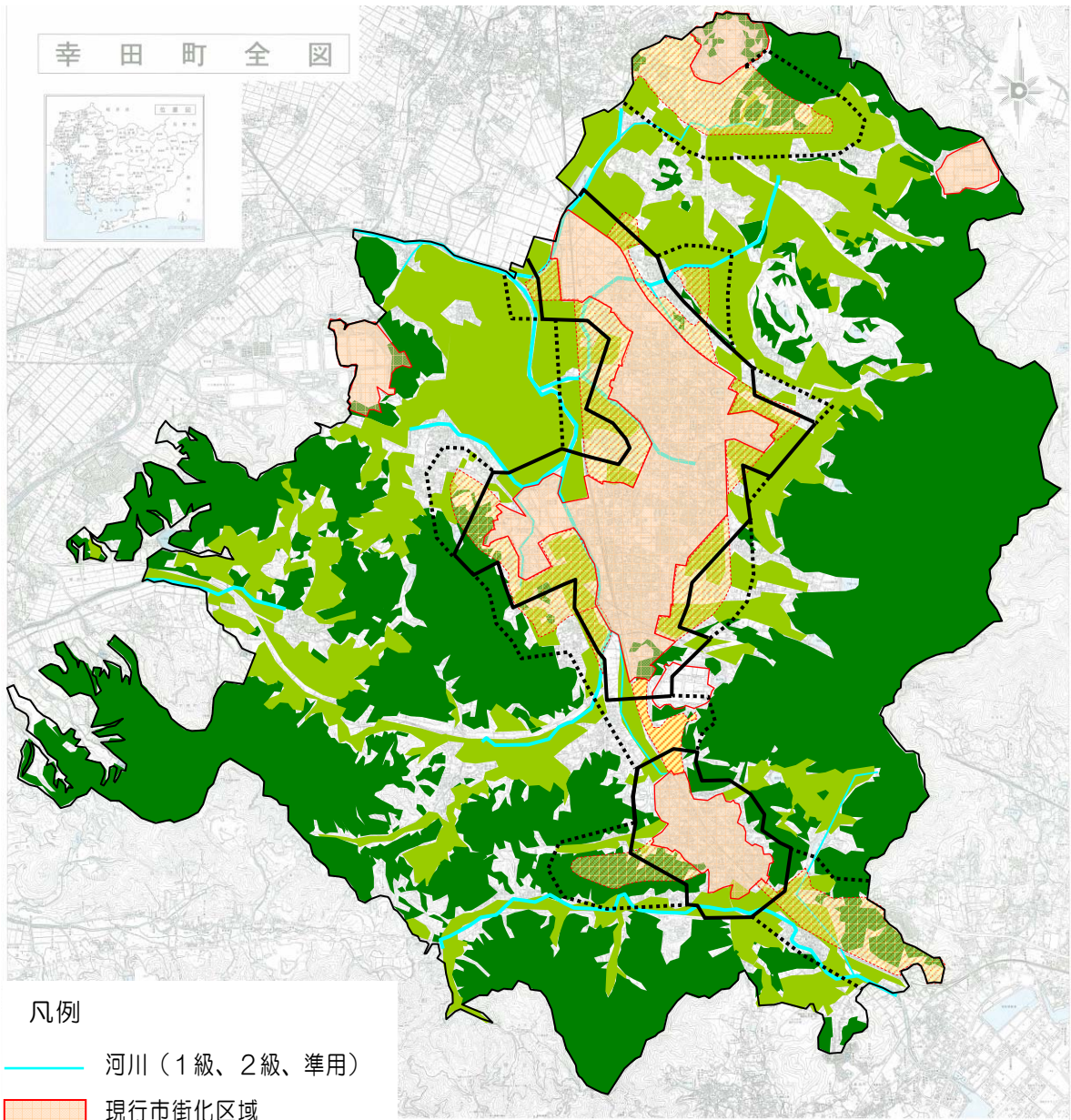
注：周辺地域の緑地面積は次頁に示す歩行圏（250m）内の現況222ha、計画370haを計上
注：緑地面積は第8章の様式-1～3を参照



※幸田町都市計画マスタープランにもとづく計画的な開発による緑地の減少を考慮しています。

■ 目標年次における緑地確保目標量

幸 田 町 全 図



凡 例

- 河川（1級、2級、準用）
- 現行市街化区域
- 拡大市街地（予定地）
- 現況市街地に接した周辺地域の区域：222ha
- 将来市街地に接した周辺地域の区域：370ha
（現況市街地及び将来市街地から歩行圏の約250mの区域、工業専用地域除く）
- 地域制緑地（農用地）
- 地域制緑地（地域森林計画対象民有林、保安林）
- 目標年次に減少する可能性のある農用地：124ha（最大値）
- 目標年次に減少する可能性のある地域森林計画対象民有林等：88ha（最大値）

■ 将来市街地に接した周辺地域の緑地の区域

2. 都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の国の目標水準は 20 m²/人となっています。本町においては、目標年次（平成 42 年）において総合公園（10.0ha）の整備を前提に、20.8 m²/人の確保を目標とし順次整備を進めます。

また、住区基幹公園、都市基幹公園の目標年次における目標水準は以下のよう
に設定します。（第8章参照）

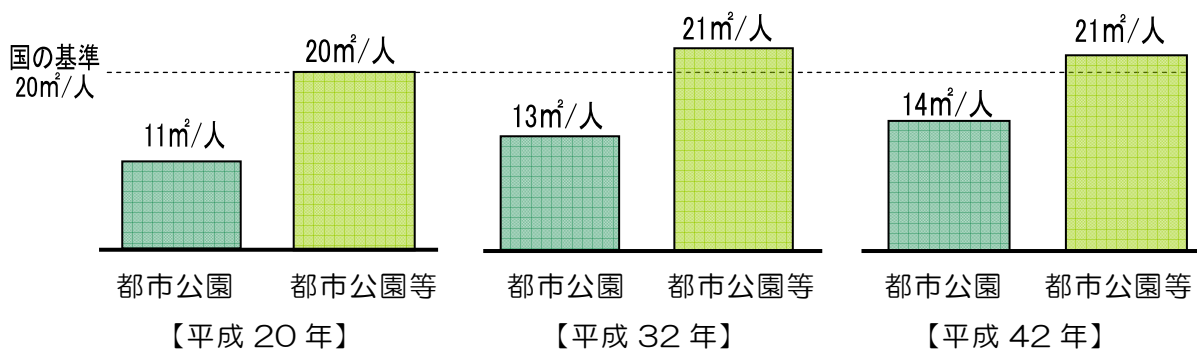
●住区基幹公園：9.3 m²/人（都市計画区域人口）国の目標 4.0 m²/人

●都市基幹公園：2.2 m²/人（都市計画区域人口）国の目標 2.5 m²/人

■緑地の目標水準

年 次	現 況		目 標	
	H20 年	H32 年	H32 年	H42 年
都市公園	11.4 m ² /人 42.44ha÷37,269人	12.9 m ² /人 54.16ha÷42,100人	12.9 m ² /人	13.8 m ² /人 64.16ha÷46,400人
都市公園等 (公共施設緑地含む)	20.0 m ² /人 74.55ha÷37,269人	20.6 m ² /人 86.66ha÷42,100人	20.6 m ² /人	20.8 m ² /人 96.66ha÷46,400人

注：人口は、P6-1「■人口の見通し（都市計画区域）」参照



■緑地の目標水準

3. 緑化の目標水準

緑化の目標は、各施設の現況の緑化率や国の基準などを踏まえて設定します。

(1) 都市公園

街区公園は、比較的規模が小さいなか、一団の利用スペースを確保する必要があることから、緑化目標は緑の政策大綱にもとづき 30%以上とします。但し、利用目的や地形の状況等により、さらなる緑化が可能な場合は 40%以上の緑化に努め、緑あふれる自然環境豊かな公園づくりを目指します。

近隣公園や総合公園は、街区公園に比べ規模的に余裕もあることから、緑化目標を 50%以上とします。

(2) 道路

道路については、街路樹による景観向上や生活環境保全（騒音の低減や大気の浄化等）、緑陰の創出、火災時の延焼遮断帯としての機能等を有することから、今後整備する幹線道路は、基本的にすべて緑化を図るものとします。

(3) 河川

河川は、動植物の生息空間・移動空間であるとともに、人々に潤いを与える緑地であることから、積極的に緑化を図るものとします。

(4) 学校及び官公庁施設等

学校や官公庁施設等については、現況の緑化率等を踏まえ、それぞれ 20%以上、25%以上の緑化を図るものとします。

都市の緑を増やすには、市街地の多くを占める民有地の緑化が重要であることから、住宅地は 10~15%、工業地は 15~20%、商業地は 10~15%とし、積極的な緑化を促します。

■緑化の目標

区 分		現況緑化率	緑化目標	備 考
都市公園	街区公園	—	30～40%以上	・緑の政策大綱:30%
	近隣公園	—	50%以上	・緑の政策大綱:50%
	総合公園	—		
道路		31.3%	今後整備・改良する幹線道路等の積極的な緑化	
河川		—	今後整備・改修する河川の積極的な緑化	
学校		19.4%	20%以上	
官公庁施設等		24.8%	25%以上	
住宅地		8.5%	10～15%以上	
工業地		9.3%	15～20%以上	
商業地		1.9%	10～15%以上	

注：緑化率は緑化面積÷敷地面積×100、道路は緑化延長÷道路延長×100

【緑化面積、緑化延長とは】

- 緑化面積は航空写真から樹林地や樹木、低木植栽地や芝生地など植生のみられるエリアの面積を計測しています。
- 道路の緑化延長は街路樹や中央分離帯の植栽地などの連続する区間の延長を計測しています。